

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

富士河口湖町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

山梨県南都留郡富士河口湖町

3 地域再生計画の区域

山梨県南都留郡富士河口湖町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の総人口は、平成 15 (2003) 年の合併による本町発足後は増加傾向で推移し、平成 27 (2015) 年は 25,329 人となっています。住民基本台帳によると、令和 2 (2020) 年 9 月には 26,639 人となっています。しかし、国立社会保障・人口問題研究所によれば、本町の人口推計は、令和 22 (2040) 年において 22,095 人という結果が出ています。また、このまま人口が減少していくと、令和 42 (2060) 年には平成 27 (2015) 年対比 7,461 人 (29.5%) の人口が減少することが予測されています。

年齢 3 区分別人口の推移を見ると、年少人口は緩やかな減少傾向となっており、平成 27 (2015) 年には 3,518 人と、昭和 55 (1980) 年と比べ、958 人 (21.4%) 減少しています。生産年齢人口は増加傾向で推移していましたが、平成 27 (2015) 年には 15,647 人と、平成 17 (2005) 年以降減少しています (平成 17 (2005) 年は 16,313 人)。老年人口は、増加し続けており、平成 27 (2015) 年には 6,099 人と、昭和 55 (1980) 年と比べ、4,096 人増加し約 3 倍となっています。

本町の人口動態の推移を見ると、社会動態については「社会増」の傾向で推移していますが、その増加幅は縮小傾向となり平成 30 (2018) 年には僅かながら「社会減」となっています。令和元 (2019) 年には 213 人の社会増となっています。

一方で自然動態は、自然増の傾向で推移していますが、社会増減と同様に増加幅は縮小傾向となっており、平成 29 (2017) 年には僅かながら「自然減」となっています。令和元 (2019) 年には 12 人の自然減となっています。

また、合計特殊出生率は、全国平均や県平均を上回って推移しています。しかし、人口を維持するための合計特殊出生率の目安（人口置換水準）である 2.07 を下回っており、本町の自然増減は増加で推移していますが、その増加幅は縮小傾向にあります。

「人口減少段階」は一般的には、「第一段階：老年人口の増加（若年人口は減少）」「第二段階：老年人口の維持・微減（若年人口は減少）」「第三段階：老年人口の減少（総人口の減少）」の 3 つの段階を経て進行するとされていますが、本町では、年少人口、生産年齢人口が減少、老年人口が増加しながら人口が減少するという社人研の推計により、平成 27（2015）年から「第一段階」の人口減少段階に入っています。令和 22（2040）年以降は、増加して推移していた老年人口が横ばい・微減で推移するようになり、「第二段階」の減少段階に入ります。令和 32（2050）年以降は、本格的に老年人口が減少を始め、本町では全国より 10 年早く「第三段階：老年人口の減少（総人口の減少）」へと入っていくと推測されており、今後の人口減少の進行が懸念されます。

今後人口が減少すると、日常の買い物や医療等住民の生活に不可欠なサービスの維持が困難になるといった地域社会活力の低下、生産年齢人口の減少に伴う就業者数の減少による労働市場の縮小及び経済成長のマイナス化、社会保障に係る将来の財政負担が増大し家計や企業の経済活動に大きな影響を及ぼすことに伴う現役世代の負担増加等の課題が生じます。

年齢別の人口移動の状況を見ると、10 代前半の世代の 5 年後の転入出の状況は平成 2（1990）年から平成 7（1995）年で 145 人、平成 7（1995）年から平成 12（2000）年で 166 人の転出超過、平成 12（2000）年から平成 17（2005）年は 92 人の転入超過であるものの、平成 17（2005）年から平成 22（2010）年で 37 人、平成 22（2010）年から平成 27（2015）年で 60 人の転出超過であり、総じて転出超過の状況が続いています。また、10 代後半の世代の 5 年後の転入出の状況は平成 2（1990）年から平成 7（1995）年で 178 人、平成 7（1995）年から平成 12（2000）年で 70 人の転出超過、平成 12（2000）年から平成 17（2005）年は 120 人の転入超過であるものの、平成 17（2005）年から平成 22（2010）年で 184 人、平成 22（2010）年から平成 27（2015）年で 199 人の転出超過であり、やはり総じて転出超過の状況が続いています。このように本町では、特に 10 代前半から 20 代前半の年齢層で、就学や就職等

の理由で町外への転出が多くなっていると考えられるので、この現状を改善し、若い世代の就労の希望を実現するための雇用環境の創出を図るとともに、安心して子育てができる環境も引き続き整え、若年層、子育て世代の社会増を図り、町全体での社会増を図ることを目標とします。

そして、令和 42（2060）年には 22,000 人程度の人口を維持するため、町民、行政が一丸となって人口減少対策に取り組めるよう、各施策を推進していきます。

これから続いていく人口減少を和らげるため、結婚、出産、子育ての希望をかなえ、生活面の充実を図るとともに、本町の文化や歴史、産業等の強みを活かした「暮らしやすさ」を追求し、魅力を育み、ひとが集う地域を構築することを目指します。

さらに、地域の外も視野に入れて、競い合いながら、観光、農業、商工業等、地域の持つ特性を活かして域外から稼ぐとともに、域外から稼いだ資金を地域発のイノベーションにつなげる等、地域の隅々まで循環させることにより、地域経済を強くしていきます。

また、人口減少は、その歯止めに時間を要し、歯止めをかけたとしても一定の人口減少が進行していくと見込まれることから、生活・経済圏の維持・確保や、生産性の向上等に取り組み、人口減少に適応した地域をつくっていくこととします。

上記の取組を実施するに当たり、次の事項を本計画における基本目標とします。

- ・基本目標 1 地域に根ざした新しい雇用を創生する
- ・基本目標 2 人の流れをつくり地域経済を創生する
- ・基本目標 3 未来の富士河口湖町を担う人材を創生する
- ・基本目標 4 生み・育むことに優しい環境を創生する
- ・基本目標 5 将来にわたり活力あふれる地域を創生する

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	就業者数の維持	12,845人	12,845人	基本目標 1
	新規創業・誘致件数（累計）	—	2件	

イ	観光入込客数の向上	5,523,937人	5,700,000人	基本目標 2
ウ	人材育成関連事業への参加者数	784人	900人	基本目標 3
エ	年間の出生者数	4年間の 平均238.2人	4年間の 平均238.2人	基本目標 4
オ	まちに住み続けたいという意向の向上	82.5%	85.0%	基本目標 5

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

「活力ある地域社会」の実現事業

- ア 地域に根ざした新しい雇用を創生する事業
- イ 人の流れをつくり地域経済を創生する事業
- ウ 未来の富士河口湖町を担う人材を創生する事業
- エ 生み・育むことに優しい環境を創生する事業
- オ 将来にわたり活力あふれる地域を創生する事業

② 事業の内容

ア 地域に根ざした新しい雇用を創生する事業

観光関連産業の拡大による雇用の創出、地場産業の支援による雇用の拡大、起業・創業期の企業に向けた支援、町への企業誘致及び立地企業への支援、地域ブランドの確立、特産品開発支援、若者への就労支援、「であい亭」による役割と居場所づくり・低所得者支援事業。

イ 人の流れをつくり地域経済を創生する事業

強力な観光推進体制の構築（DMO設置による基盤強化、広域連携事業の推進等）、サイクルツーリズムによる国内外観光客誘致事業、音楽のまちづくり事業、富士桜まつり開催事業、世界遺産・富士山への誘客プロモーション事業、富士河口湖町大収穫祭事業、地域の魅力を活かした事業の推進（ハーブフェスティバル開催事業等）、都内からの観光客の誘客支援（小仏トンネル整備の働きかけ）、町の情報発信の強化、宿泊環境の充実に向けた取組（経済的支援と合わせた事業資金調達支援）、商店や観光売店等におけるキャッシュレス化・免税店化推進事業、宿泊稼働率の向上事業、まちなかWI-FI設置事業、富士河口湖町くぬぎ平スポーツ公園運動場整備、国内外のスポーツチームの大会・合宿等誘致、国際音楽合宿等誘致振興活性化事業、アーティストインレジデンス事業、イベント・キャンプ等の受け入れ事業、日本文化で国際交流事業、スポーツキャンプ地の誘致国との交流事業、空き家バンク制度による移住促進事業、地方移住の推進、空き家リフォーム補助事業、住宅用地定住促進事業、新築住宅建築等奨励事業、フラット35地域活性化型住宅ローン金利引下げ事業、ふるさと納税、企業版ふるさと納税、関係人口創出事業。

ウ 未来の富士河口湖町を担う人材を創生する事業

おもてなし塾事業、国際化に対応した人材育成、友好提携による人的交流の充実、ICT教育推進事業、地元大学と高校との連携事業、地域の特色ある学校づくり・人づくり事業、青少年を育成する取組（ジュニアリーダー育成事業、自然観察教室、緑の少年隊活動事業）、子どものための音楽鑑賞等芸術文化を通じた教育支援事業、地域の防災を担う人材育成、支え合うまちづくりのための人材育成事業。

エ 生み・育むことに優しい環境を創生する事業

子育て世代包括支援センターの整備、不妊治療費補助事業、「出会いサポーター」育成事業、親子の憩い空間づくり事業（公園活用事業）、子育てを応援する家庭教育事業、思春期等保健対策事業、新生児訪問事業・乳児家庭全戸訪問事業、つどいの広場事業、放課後児童クラブ・乳幼児教室の開催、放課後児童健全育成事業、多胎児妊婦一般健康診査費

用補助事業、子育て支援情報の発信・子育てライフプランセミナーの開催、保育料軽減事業、子ども医療費助成事業、紙おむつ用品支給事業、結婚適齢年齢の出会いの場の創出、「結婚して良かった！」冊子作成、男女共同参画を目的とした町独自の第2次ふじサンサンプラン推進事業、女性活躍支援講座開催、父親の育休取得促進（企業訪問等の開催）及び各種教室の開催。

オ 将来にわたり活力あふれる地域を創生する事業

地方バス路線対策事業、駅から目的地までの二次交通の拡充事業、安全安心な水道水の供給及び下水道の整備、合併処理浄化槽整備補助事業、安全安心な学校づくり（青パト巡回、地域見守り隊）、自主防災マップ作成補助事業、ドライブレコーダー及びAT車踏み間違い事故防止装置購入助成事業、自治会への加入促進、避難促進施設の避難確保計画の策定、富士山噴火広域避難訓練の実施、介護予防日常支援総合事業、介護保険の地域支援事業、シルバー人材センターの活用、健康科学大学との連携、健康のまちづくり推進事業、音楽鑑賞等芸術文化を通じた地域活性化事業、生け垣設置補助事業、地域情報通信基盤整備事業、広報誌作成及び行政番組放映事業、電子市町村システム及びコンビニ交付システム共同化事業、ステラシアター事業及びボランティア育成事業、円形ホール事業、河口湖美術館等運営事業、新しい文化事業における生活基盤向上事業、富士山河口湖音楽祭事業、クラブ富士山事業の推進、青少年スポーツクラブの支援強化、太陽光発電システム設置補助事業、EMぼかし利用推進事業、廃校活用事業、遊休農地対策事業、世界遺産学習の実施、過疎地域自立促進計画・辺地総合整備計画策定事業、AI・RPAの推進。

※ なお、詳細は第2期富士河口湖町人口ビジョン・地方創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

760,000千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

数値目標、重要業績評価指標（KPI）に基づいて施策や事業の効果を検証し、必要に応じて本計画を改訂していくというPDCAサイクルのもと、外部有識者等を含む検証機関を設置し、基本目標に示す数値目標及び具体的な施策に係るKPIの達成度を毎年度2月に検証していきます。

また、議会において総合戦略の効果検証についての報告をすると共に、富士河口湖町公式ホームページ上で公表します。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで